2019年度「エッコロ基金（エッコロ会費原資）」実施要項

1．目　的

　生活クラブ生活協同組合では、地域で豊かに暮らし続けるために、お互いに支えあう仕組みとして、一人月100円の会費を払い加入するエッコロ制度を設けています。

毎年、その会費100円のうち10円（相当）を「エッコロ基金」として積み立て、福祉に関わる団体・グループへ経済的支援を行っています。

エッコロでは、地域に多くのたすけあいワーカーズ・グループを創設し支援することや、自分たちの子育てや介護に対する知識や技術を高めることで、安心した暮らしを築けると考えています。

ケアの社会化を目指すために、たすけあいワーカーズ・グループの起業や法人化と事業継続が可能になる支援をＷ.Ｃo.連合会、ＣＣＳと共に行う原資とします。

2．エッコロ基金が対象とする活動

　➀.組合員活動からのたすけあいＷ.Ｃo.起業のための交流会・学習会等。

②.地域課題解決に向けたたすけあい.新設等の支援（Ｗ.Ｃo.連合会による伴走支援）新規たすけあいＷ.Ｃo.。

③.新規・既存のたすけあいＷ.Ｃo.へ事業支援。

3．エッコロ基金申請

（1）決定の流れ

・たすけあい政策委員会➝審議審査：エッコロ委員会➝報告承認：理事会。

・申請は月次で、たすけあい政策Ⅰ会議の2週間前の週の月曜とする。

（2）申請方法（申請書とともに提出するもの）

1.学習会講師謝礼（ワーカーズ5000円×数人）＋講師交通費実費　　 【提案書（企画書）添付】

2-①.新規ワーカーズ伴走支援費15万円【新規はＷ.コレクティブ準備会結成届と設立趣意書添付】

 2-②.新規事業伴走支援：既存Ｗ.Ｃo.見学5,500円/事業計画づくり等5,500円/その他5,500円

【2すべてに「Ｗ.Ｃo.事業計画」「支援計画」添付】

 3-①.新規ワーカーズの設立費用（上限50万円）【Ｗ.コレクティブ準備会結成届と設立趣意書添付】

【予算書･見積書添付】

 3-②. 新規事業展開による部品や機材の購入費用（上限50万円）【予算書･見積書添付】

（3）補足条件、その他

　①継続して行われる事業。

②主たる活動・事業の範囲は埼玉県。

③申請はたすけあい政策1会議2週間前の週の月曜とする。

4．金額

（1）総額は単年度内300万円上限目安とする。

5．支援決定後に関する事項(Ｗ.Ｃo.起業および新規事業へのＷ.Ｃo.連合会による伴走支援)

（1）Ｗ.Ｃo.連合会から、たすけあい政策委員会へ提出する書類。

　①支援計画と進捗管理状況の報告。（半期毎に提出）　※書式自由

②報告書類の提出。

・新規ワーカーズまたは新規事業活動報告書（対象期間） 　※書式自由

・支援対象に関する決算報告書および領収書（コピー不可）。　※書式自由

※決算期間は毎年度4月1日より3月31日とする。

6．審査概要と基準

（1）審査概要

①審査機関：たすけあい政策にて討議、報告承認を作成しエッコロ委員会へ提出、エッコロ委員会にて審議後理事会へ報告承認を提出。

②エッコロ基金の主旨や目的に沿わないと判断した場合、申請を受付けない場合がある。

（2）審査基準

　①子育て支援、生活サポート、配食、等を行っているＷ.Ｃo.及びＷ.Ｃo.を目指す団体。

②必要性の高い事業（調査・研究および新規事業）。

③地域福祉への貢献度や広がり。

④生活クラブ生活協同組合の理念や方針に沿っている。

⑤Ｗ.Ｃo.連合会の承認を得た事業計画（必要に応じて単年度～複数年度）。

⑥助成対象が公的機関または他の民間機関からの助成と重複をしていても対象とする。

7．決定に関する調整事項

要項に規定していない事項で判断を要する場合は、必要に応じてエッコロ委員会で検討・決定します。詳細な審査基準に関しては、別途検討し審査し委員会にて合意をはかります。

8．エッコロ基金の支払いと返還

①エッコロ基金として審査で決定された金額を毎月の理事会承認後翌月の15日までに、指定された金融機関の口座に振り込みます。

②エッコロ基金の支払い対象期間はＷ.Ｃo.連合会の支援計画に基づいた期間とし、それ以外の期間の支出分は、対象になりません。

③決算報告と照合し、支援額との差額（不要金）を生じた場合には、振込みにて返金頂きます。

④支援決定後に、活動事業の内容に変更を生じた場合は、速やかに報告下さい。届け出なく変更された場合や審査基準に反することが支援期間に明らかになった場合には、支援金の全額返還を求めます。

★書式：50-1エッコロ基金助成申請書　50-2エッコロ基金助成請求書